

取締役・監査役の選解任

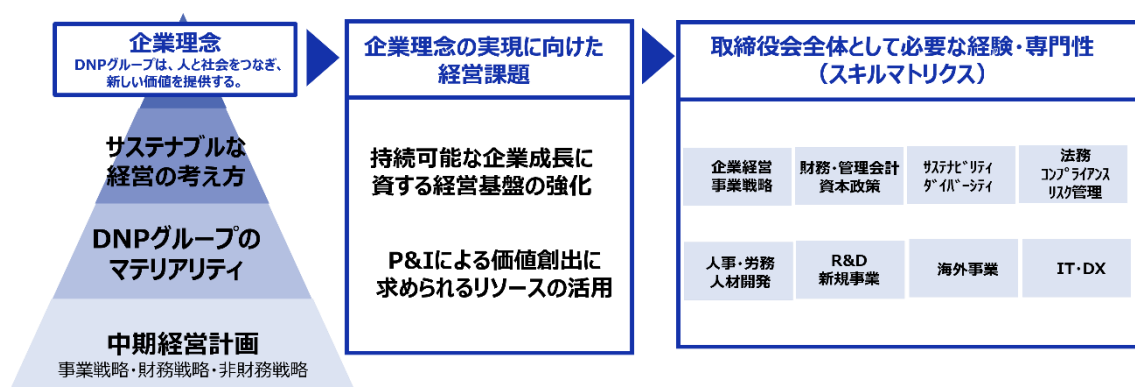
●基本的な考え方

当社が企業理念に基づき、持続的に新しい価値を提供し、より良い未来をつくるためには、社員一人ひとりが「DNP グループ行動規範」に定める「多様性の尊重」を実践することはもとより、経営における多様性を向上させることが必要です。そのためには、取締役会を構成するメンバーは、多様な視点や経験、さらに高度な専門性（スキル）を持ち、取締役会の議論を通じて当社経営の意思形成を支える人材であることが重要です。

当社は、重要な経営事項である取締役・監査役の選解任に関しては、そのプロセスの透明性・適正性を確保するため、株主総会や取締役会での決議に先立ち、独立社外役員のみで構成する「諮問委員会」で審議します。当社の事業形態や規模から、これからの取締役会に必要な員数や会議体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、人種、民族、性別、国籍、年齢などの区別にとらわれることなく、人格や識見を見極め、総合的に検討します。なお、当社では、2030年に女性取締役の比率を30%超にすることを目指しています。

諮問委員会では、取締役会全体のバランスや注力して議論すべきポイントなどを考慮して、スキルマトリクスも活用します。企業理念の実現のために必要な取締役会構成員のスキルには、「持続可能な企業成長に資する経営基盤の強化」および当社独自の強みである「P&Iによる価値創出に求められるリソースの活用」といった経営課題に対し、自身の経験や専門性を活かして議論し、意思決定に導くことが必要です。これらの経験・専門性を便宜的に8つのスキルでプロットし、マトリクスとして整理しています。

〔DNP グループの理念体系とスキルマトリクス〕



〔取締役・監査役のスキルマトリクス〕

	氏名	性別	企業経営 事業戦略	財務・管理会計 資本政策	サステナビリティ ダイバーシティ	法務 コンプライアンス リスク管理	人事・労務 人材開発	R&D 新規事業	海外事業	IT・DX
取締役	北島 義斉	男性	◎		◎	○			○	
	宮 健司	男性	◎	○	◎	○	◎	○	○	
	黒柳 雅文	男性	◎	◎		○				
	杉田 一彦	男性	○	◎	◎					
	三宅 徹	男性	○		○			◎		○
	中村 治	男性	○					◎	○	
	宮間三奈子	女性	○		◎		◎	○		○
	金沢 貴人	男性	○			◎		○		◎
	※ 宮島 司	独立	◎			◎				
	※ 田村 良明	独立	◎		○			○	◎	○
社外取締役	※ 白川 浩	独立	◎	◎		○				
	杉浦 宣彦	独立	○	◎		◎			○	○
	※ 熊平 美香	独立	○		◎		◎	○	○	
	監査役 峯村 隆二	男性	○			◎				
	久蔵 達也	男性	○	◎		○			◎	○
社外監査役	森々山和久	独立	○	◎		○	○			
	石井 妙子	独立			◎	○	○			
	市川 育義	独立		◎		○				

※諮問委員会の委員です

独立 ……株式会社東京証券取引所が定める独立要件及び当社が定める「独立性基準」を満たす者

●取締役・監査役候補者の選定方針

取締役会は、以下の視点から総合的・多面的に検討を重ね、取締役・監査役候補者（新任・再任）を決定します。

取締役会全体 に関する視点	・取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数であること ・取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス・多様性が確保されていること ・意思決定の客観性を確保するため、当社の独立性基準を満たす社外取締役が3分の1以上を占めること
取締役・監査役 候補者個人 に関する視点	・当社の企業理念の実現に貢献できること ・監査役会設置会社における役員の責務を果たすために必要な高い見識と洞察力、客観的かつ公平・公正な判断力を有していること ・高い倫理観、遵法精神を有していること ・上場会社の役員としての責務を果たすために十分な健康状態であること ・社外役員については、東京証券取引所および当社の「独立役員の独立性基準」を満たし、かつ、職務遂行のための十分な時間が確保できること

〔当社の独立性基準〕

以下のいずれにも該当せず、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない。

- ①当社および当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」）の業務執行者（過去 10 年前から現在までに該当する者。なお、過去 10 年間に於いて、当社グループの非業務執行取締役または監査役であったことがある者については、当該取締役または監査役への就任の前 10 年間に於いて業務執行者に該当する者を含む。）
- ②当社グループを主要な取引先【（注）当社グループに製品またはサービスを提供する取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する者）であって、当社グループに提供する製品またはサービスの取引金額が当該取引先グループの直近事業年度における連結年間売上高もしくは総収入金額の 2 % の額を超える者】とする者またはその業務執行者
- ③当社グループの主要な取引先【（注）当社グループが製品またはサービスを提供する取引先グループであって、当社グループから当該取引先グループに対する製品またはサービスの取引金額が、当社グループの直近事業年度における連結年間売上高の 2 % の額を超える者】またはその業務執行者
- ④当社グループの主要な借入先【（注）当社グループの直近事業年度における連結総資産の 2 % を超える貸付を行っている者】またはその業務執行者
- ⑤当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産【（注）当社グループから、役員報酬以外に、直近事業年度において、年間 1,000 万円またはその者の売上高もしくは総収入金額の 2 % のいずれか高い方の額を超える財産】を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が団体である場合は、当該団体に所属する者）
- ⑥当社の主要株主（総議決権の 10 % 以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
- ⑦当社グループが大口出資者（総議決権の 10 % 以上の議決権を直接または間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
- ⑧当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑨最近（1 年以内）において、上記②から⑧に該当していた者
- ⑩上記①から⑤までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内の親族）
- ⑪社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（過去 10 年前から現在までに該当する者）
- ⑫当社が寄付【（注）直近 3 事業年度の平均で年間 1,000 万円または寄付先の年間総収入金額の 2 % のいずれか高い方の額を超える寄付】を行っている先またはその業務執行者（過去 10 年前から現在までに該当する者）

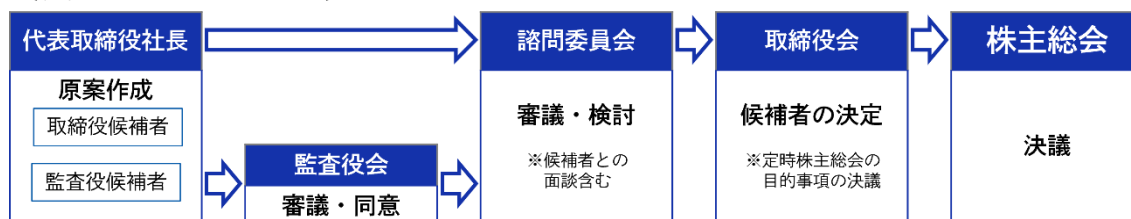
●取締役・監査役候補者の決定プロセス

代表取締役社長が取締役・監査役候補者の原案を作成し、諮問委員会に諮問します。代表取締役社長が原案を作成する理由は、DNP グループ全体の事業を把握していることに加え、独自の強みである P&I を通じて企業理念を実現するための投資判断を柔軟かつ迅速に実施できる人材を、CEO を含む経営幹部の後継育成計画の進捗も考慮しつつ選定するのに、最も適していると考えからです。幹部社員の育成状況等については、適宜、諮問委員会で確認する機会を設けています。

取締役会は、会社原案に対して諮問委員会が多面的に検討（候補者との面談を含む）した後、諮問委員からの助言・提言を踏まえて、取締役・監査役候補者案を審議します。取締役会は、諮問委員会の意見を尊重して決議することで、当社の取締役会における意思決定の客観性を高め、説明責任を強化しています。

なお、監査役候補者については、監査役会の同意を得ています。

〔決定プロセスイメージ〕



●取締役・監査役による他社役員の兼任

取締役・監査役の他社役員の兼任については、合理的な範囲であることとし、これを取締役会で決議しています。また、他の上場会社の兼任は、原則として5社以内にとどめることとしています。

●取締役の解任等

当社の取締役が以下の基準に該当する場合は、諮問委員会での審議を経て取締役会で審議し、解任、解職、懲戒等の必要な決定を行います。解任等の対象となっている者は、取締役会の構成員であっても、その審議・決議には参加できません。

- ・職務遂行に関して法令・定款に違反する等の故意または重大な過失により、DNP グループに損害を与えたとき
- ・自らの地位や権限を利用して不当に個人的な利益を得た等の事由により、DNP グループの信用と名誉を著しく傷つけたとき
- ・その他、取締役に残ることについてふさわしくないと当社が判断したとき

なお、取締役の解任については、株主総会に諮ります。